

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県日出町長

## 公表日

令和8年3月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月28日終了】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年2月29日終了】 ⑦令和6年度低所得者支援及び定額減税を補足する給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】 ⑧令和6年度日出町物価高騰対策重点支援給付金の支給事務【令和7年7月31日終了】 ⑨令和7年度日出町定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務 ⑩令和7年度日出町物価高対応子育て応援手当の支給事務
③システムの名称	(1)総合福祉システムWEL+ (2)MICJET番号連携サーバー (3)Acrocity行政基本システム (4)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯等への臨時特別給付金支給情報ファイル、低所得世帯等に対する給付金支給情報ファイル、児童手当受給対象者等への物価高騰応援手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護福祉課、子育て支援課
②所属長の役職名	介護福祉課長、子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3121 子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3177
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、情報の取扱いに関して手作業が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	日出町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に異なると説明
令和4年12月9日	I 1. ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日内閣府政務録第423号)、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年4月1日内閣府政務録第139号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ②決定通知、諸通知発送に関する事務 ③給付金に関する事務	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日内閣府政務録第423号)、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年4月1日内閣府政務録第139号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給において特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	事前	
令和4年12月9日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日	令和4年12月1日	事後	
令和4年12月9日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日	令和4年12月1日	事後	
令和5年10月27日	I 1. ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日内閣府政務録第423号)、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年4月1日内閣府政務録第139号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給において特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日内閣府政務録第423号)、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年4月1日内閣府政務録第139号)、令和5年度日出町エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要領(令和5年6月28日出町告示第64号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	事前	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年12月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年12月1日	令和5年6月1日	事後	
令和4年2月29日	I 1. ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和4年2月29日	I 1. ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日内閣府政務録第423号)、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年4月1日内閣府政務録第139号)、令和5年度日出町エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業実施要領(令和5年6月28日出町告示第64号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①支給対象者を抽出する事務 ②申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 ③決定通知、諸通知発送に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務	事後	
令和4年2月29日	I 1. ③システムの名称	(1)MOC-JET番号連携サーバー (2)AeroCity行政基本システム (3)中間サーバ	(1)総合福祉システムWEL+ (2)MOC-JET番号連携サーバー (3)AeroCity行政基本システム (4)中間サーバ	事後	
令和4年2月29日	I 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給情報ファイル	子育て世帯等への臨時特別給付金支給情報ファイル、所得世帯等に対する給付金支給情報ファイル	事後	
令和4年2月29日	I 5. ①部署	介護福祉課	介護福祉課、子育て支援課	事後	
令和4年2月29日	I 5. ②所属長の役職名	介護福祉課長	介護福祉課長、子育て支援課長	事後	
令和4年2月29日	I 4. 連絡先	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 ⅴ.0977-73-3121	介護福祉課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 ⅴ.0977-73-3121 子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 ⅴ.0977-73-3177	事後	
令和4年2月29日	II 1. 対象人数	令和5年8月1日	令和6年2月1日	事後	
令和4年2月29日	II 2. 取扱者数	令和5年8月1日	令和6年2月1日	事後	
令和4年2月29日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月26日】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月26日終了】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ⑦令和6年度所得者支援及び定額減税を補正する給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】 ⑧令和6年度日出町物価高騰対策重点支援給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】	事後	
令和4年2月29日	II 1. 対象人数	令和6年2月1日	令和6年5月31日	事後	
令和4年2月29日	II 2. 取扱者数	令和6年2月1日	令和6年5月31日	事後	
令和4年2月29日	I 1. ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月26日終了】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月26日終了】 ②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】 ③令和3年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ④令和4年度住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】 ⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 ⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ⑦令和6年度所得者支援及び定額減税を補正する給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】 ⑧令和6年度日出町物価高騰対策重点支援給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】	事後	
令和4年2月29日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第1-101	番号法第9条第1項 別表135の項	事後	
令和4年2月29日	I 4. ④法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律第11条	(情報提供の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防金口座の登録等に関する法律第11条	事後	
令和4年2月29日	II 1. 対象人数	令和6年5月31日	令和7年10月1日	事後	
令和4年2月29日	II 2. 取扱者数	令和6年5月31日	令和7年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 1. ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防給付口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月29日終了】</p> <p>②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】</p> <p>③令和3年度住民非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】</p> <p>④令和4年度住民非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】</p> <p>⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】</p> <p>⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年2月29日終了】</p> <p>⑦令和6年度低所得者支援及び定額減税を補足する給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】</p> <p>⑧令和6年度日出射物価高騰対策重点支援給付金の支給事務【令和7年7月31日終了】</p> <p>⑨令和7年度日出射定額減税補足給付金（不足額給付）の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防給付口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。</p> <p>①令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年4月29日終了】</p> <p>②令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【令和4年9月20日終了】</p> <p>③令和3年度住民非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】</p> <p>④令和4年度住民非課税世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年12月31日終了】</p> <p>⑤令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】</p> <p>⑥令和5年度エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年2月29日終了】</p> <p>⑦令和6年度低所得者支援及び定額減税を補足する給付金の支給事務【令和7年1月31日終了】</p> <p>⑧令和6年度日出射物価高騰対策重点支援給付金の支給事務【令和7年7月31日終了】</p> <p>⑨令和7年度日出射定額減税補足給付金（不足額給付）の支給事務</p> <p>⑩令和7年度日出射物価高騰対応子育て応援手当支給事務</p>	事後	<p>（「物価高対応子育て応援手当 自治体職員向けQ&amp;A」令和8年2月27日版）</p> <p>物価高対応子育て応援手当は、公金受取口座登録法第10条の規定に基づき、国民生活及び経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして特定公的給付に指定され、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと考えられます。</p>
	I 2. 特定個人情報ファイル名	子育て世帯等への臨時特別給付金支給情報ファイル、低所得世帯等に対する給付金支給情報ファイル	子育て世帯等への臨時特別給付金支給情報ファイル、低所得世帯等に対する給付金支給情報ファイル、児童手当受給対象者等への物価高騰応援手当支給情報ファイル	事後	同上
	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表135の項 番号法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防給付口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条	番号法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防給付口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条	事後	同上
	I 4. ②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠）</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防給付口座の登録等に関する法律第11条</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>・番号法第18条第5号に基づく主務省令第2条の表160の項</p>	<p>（情報提供の根拠）</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防給付口座の登録等に関する法律第11条</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>・番号法第18条第5号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条</p>	事後	同上